

# 津波避難マニュアルの作成について



H 27.1.23

国土交通省 中国運輸局海上安全環境部

運航労務監理官

## 0. 始めに

# 本日の内容

---

1. 津波避難対策について
2. 津波避難マニュアルについて
3. おわりに

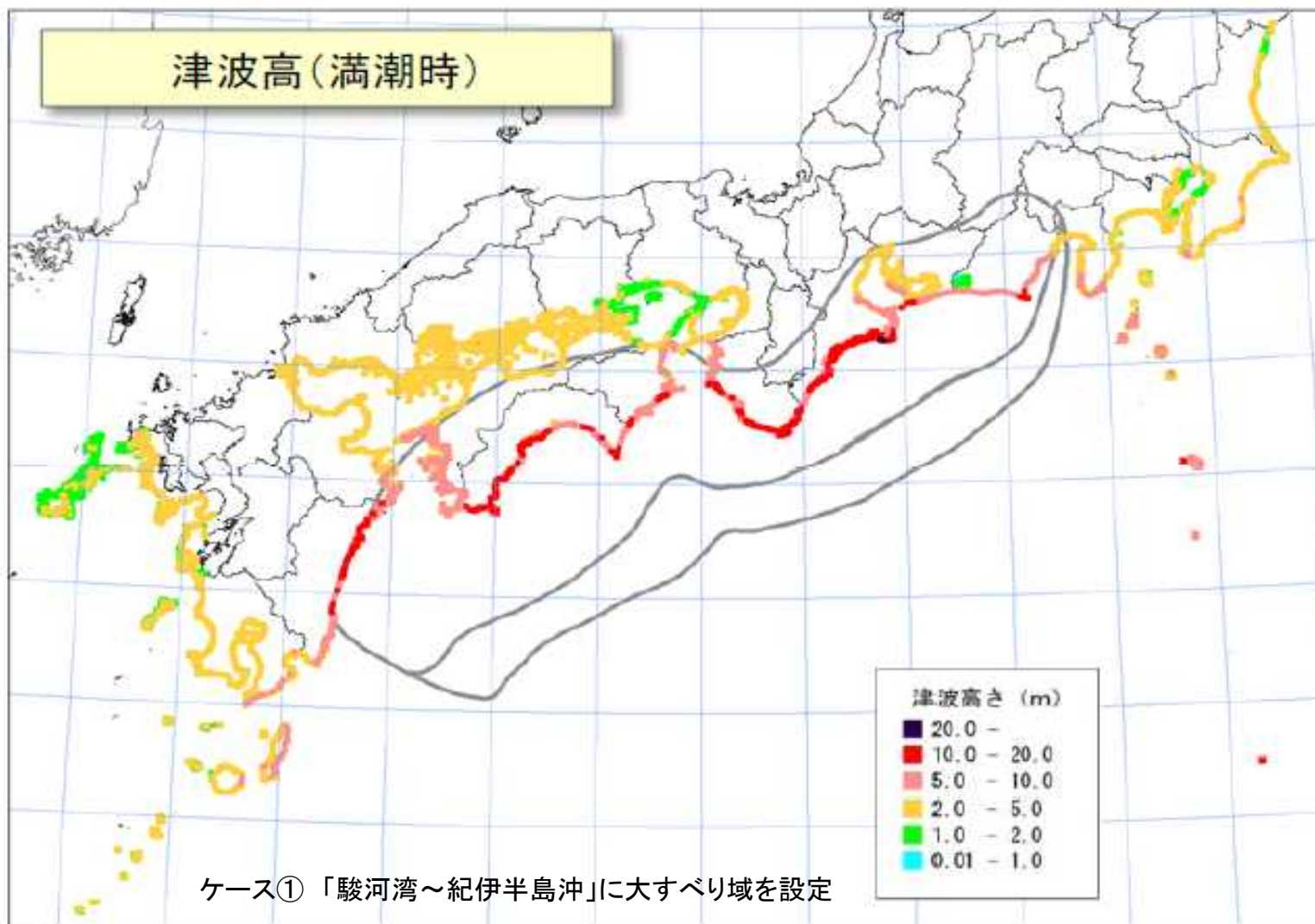


# 1. 津波避難対策について



津波避難場所  
TSUNAMI SHELTER

# 1. 津波避難対策について



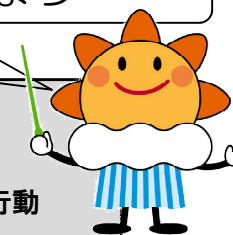
内閣府中央防災対策会議  
南海トラフ巨大地震被害想定について(第2次報告)より

# 1. 津波避難対策について

気象庁の発表する地震や津波に関する情報について把握しておきましょう

## 津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを越える場合。	10m超 (10m<予想の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを越え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。



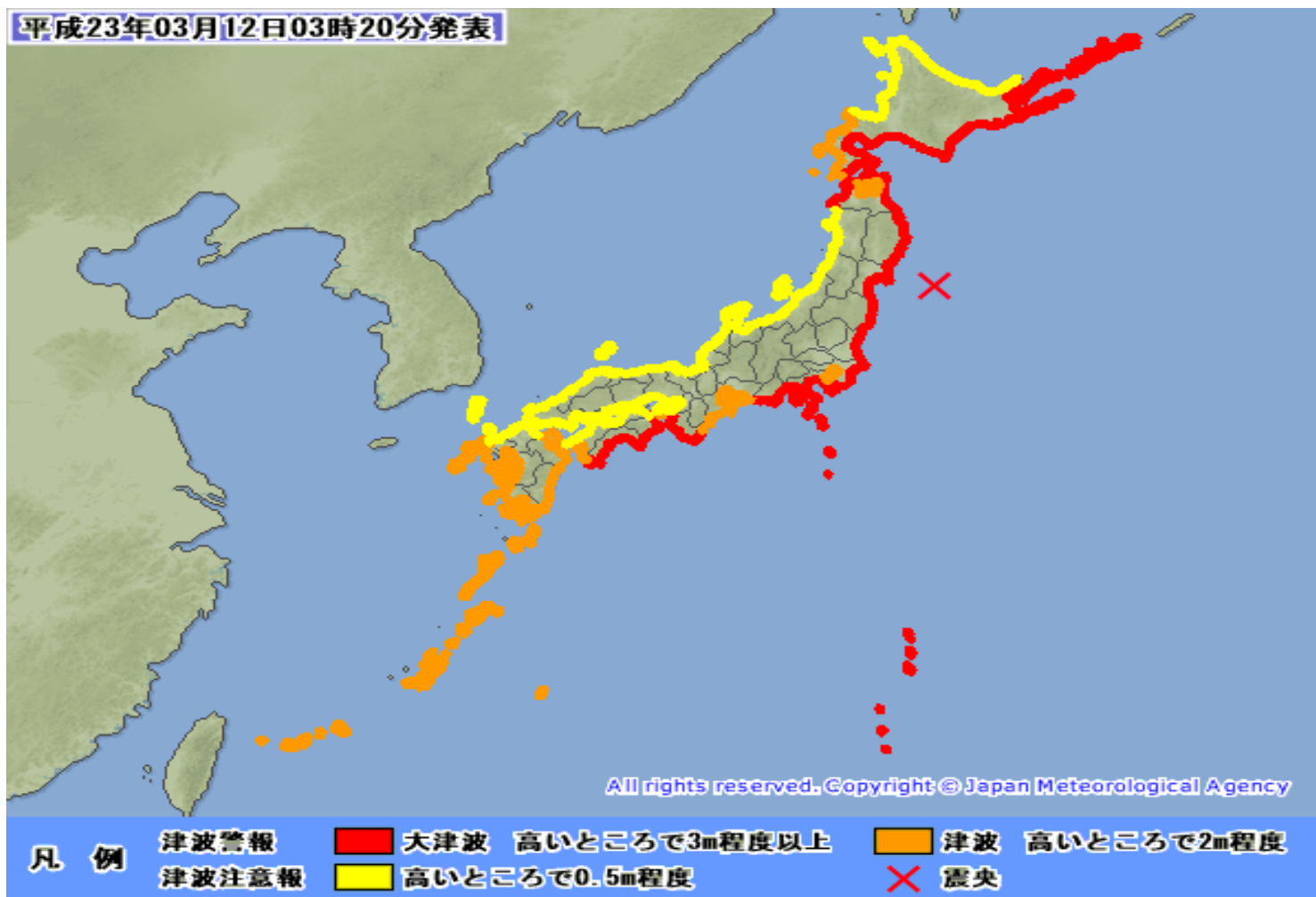
気象庁マスコットキャラクター  
“はれるん”

※ 詳細は、気象庁ホームページをご覧ください。

[http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/index\\_tsunamiinfo\\_new.html](http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/index_tsunamiinfo_new.html)

# 1. 津波避難対策について

## 東日本大震災発生時の大津波警報等（最大範囲）




気象庁公表資料より

## 2. 津波避難マニュアルについて



## 2. 津波避難マニュアルについて

# マニュアルとは？

- 船舶の津波対応行動に係る**船長**  **判断に必要な情報**やその情報収集方法を重点に整理したもの。
- 通常運航する航路、港湾施設、使用岸壁等の特性、地域の航行制限等を考慮して**個船毎の作成が望まれます。**



## 2. 津波避難マニュアルについて

[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn6\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000003.html)  
船舶における津波避難対策（国土交通省ホームページ内）

The screenshot shows the official website of the Japanese Maritime Administration (MLIT). The page is titled "船舶における津波避難対策について" (About Tsunami Evacuation Measures for Ships). The main content area contains the following text:

平成23年3月11日に発生した東日本大震災における大津波により、旅客船事業者の沿岸事務所等において従業員・旅客への被害や、多くの船舶の漂流、座礁等が発生しました。

また、今般、南海トラフ地震等の巨大地震の発生が危惧されており、平時からの津波防災対策が重要です。

上記を踏まえ、国土交通省海事局では、旅客や船舶の津波避難マニュアルを個船ごとの実情に合わせて作成するための手引きを作成しました。

今後、各事業所における本手引きを活用した津波避難マニュアル作成やマニュアルに基づく津波避難訓練等の実施が加速することを期待いたします。

詳細は、最寄りの地方運輸局海上安全環境部等へお問い合わせください。

Below the text, there is a link labeled "マニュアル手引き関連情報" (Manual Guide Related Information), which is circled in red in the image.

On the right side of the page, there is a sidebar with the title "基本情報" (Basic Information) containing several links: 報道発表資料 (Press Release Materials), 法律 (Law), 組織 (Organization), 予算 (Budget), 税制 (Taxation), 審議会・報告書等 (Advisory Committee/Reports, etc.), and 統計・データ (Statistics/Data).

## 2. 津波避難マニュアルについて

本文 概要

旅客船事業者における津波避難マニュアルのサンプルについて

### サンプル(1) マニュアル型



### サンプル(2) フロー型

地震・津波対策マニュアル

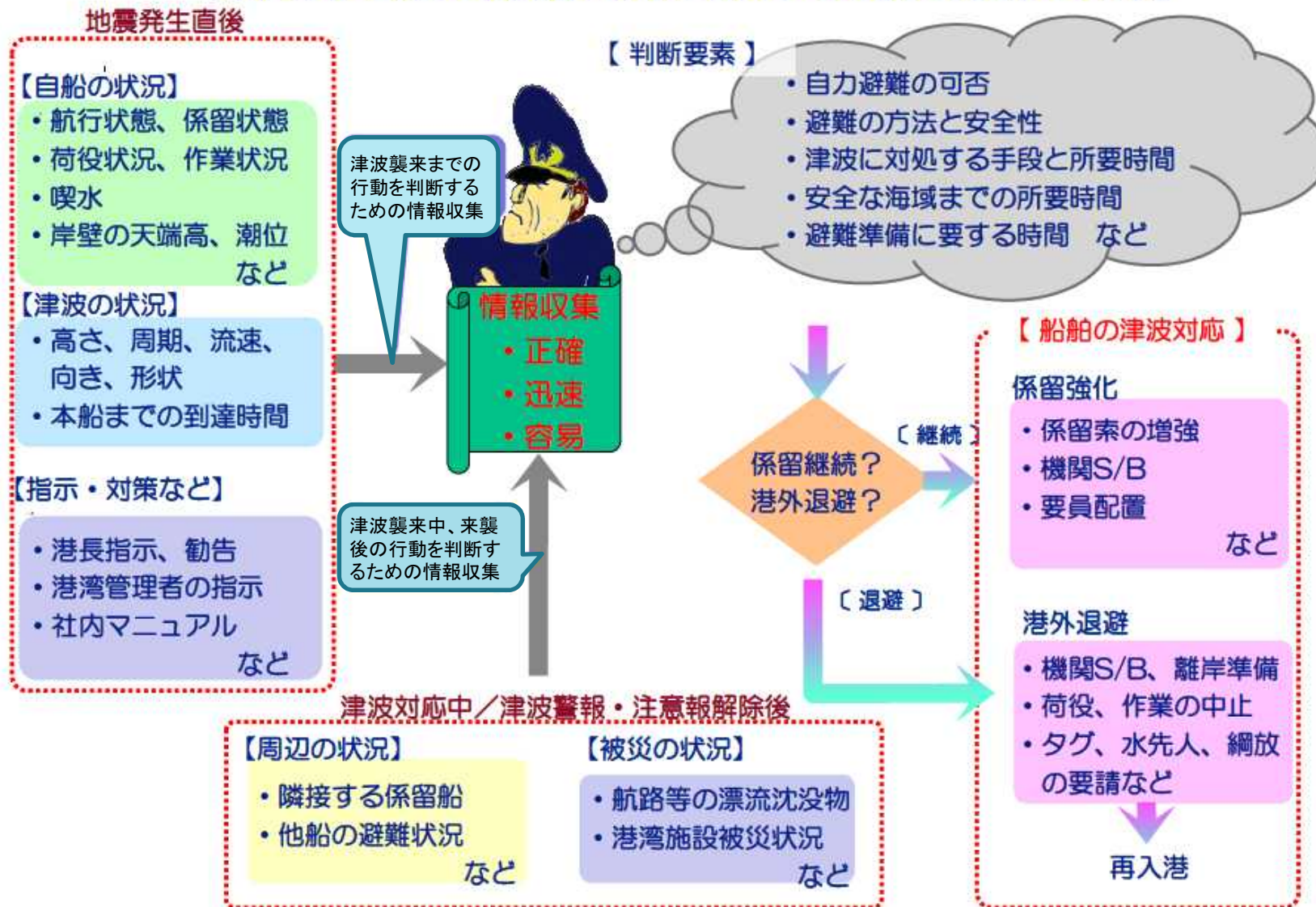
<b>命令種類</b> (1) 津波発生時の対応 (2) 津波発生時の対応 (3) 津波発生時の対応		<b>命令別対策</b> 地震・津波発生時の対応 (船舶への避難勧告等)	
津波・大津波発生時の対応 (航行中、係留中、夜中、入・出港中) (船舶への避難勧告等)			
<b>航行中</b> 航行中発生した場合の対応	<b>係留中・係留中</b> 係留中発生した場合の対応	<b>夜中</b> 夜中発生した場合の対応	<b>入・出港中</b> 入・出港中発生した場合の対応

### サンプル(3) タイムライン型

発生時刻 発生時刻	発生時刻 発生時刻	発生時刻 発生時刻	発生時刻 発生時刻
発生時刻 発生時刻	発生時刻 発生時刻	発生時刻 発生時刻	発生時刻 発生時刻

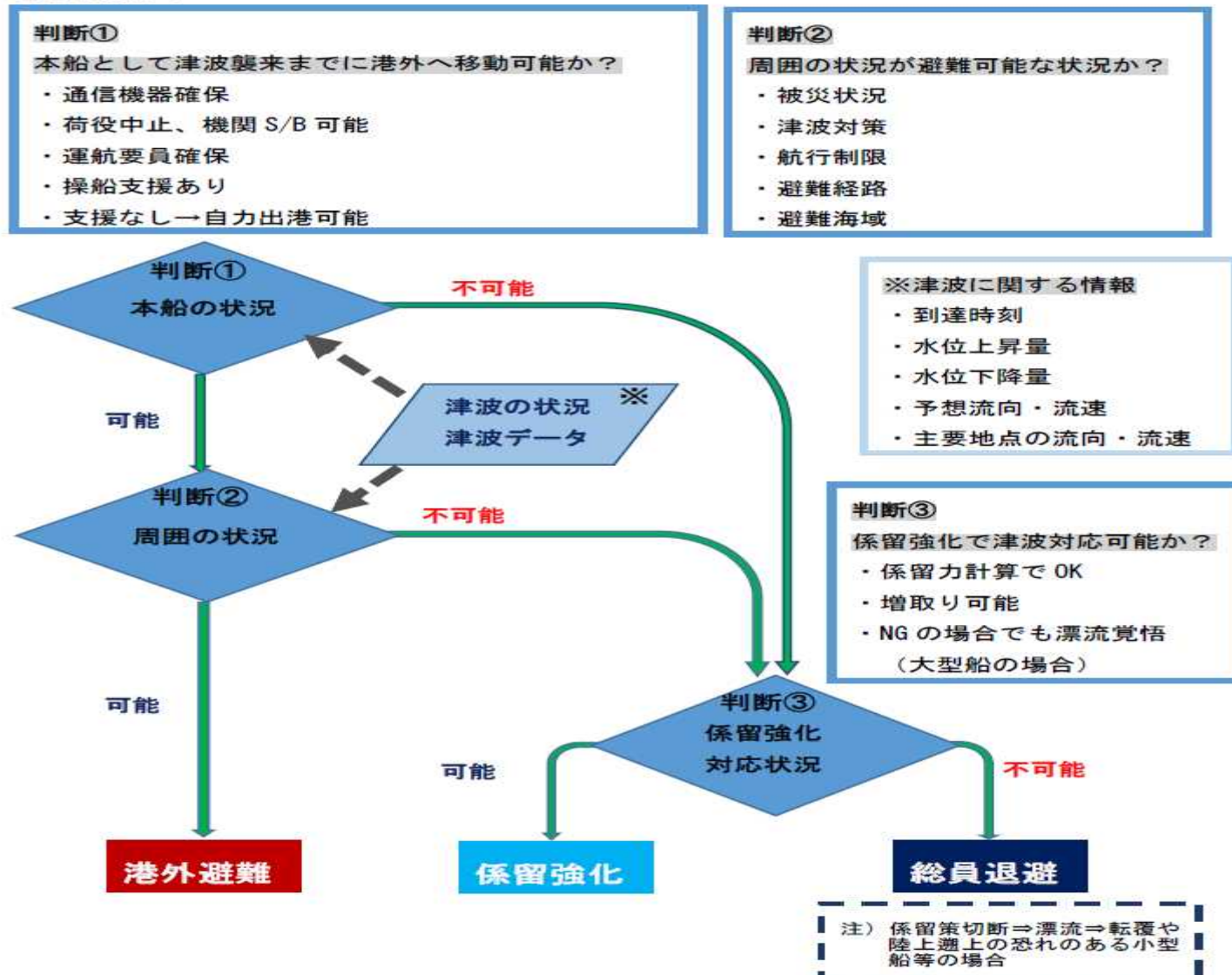
## 2. 津波避難マニュアルについて

### 津波発生時の船舶対応における船長判断の環境



## 2. 津波避難マニュアルについて

### 行動判断フロー



例：旅客船の場合（旅客が安全に避難場所へ避難できるまでの時間を最大1時間と仮定）

大津波または津波警報発令(地震発生後約2～3分後)

Yes

航行中の場合は直ちに運航を中止する。  
旅客の人命を最優先させるため、関係情報をあらゆる手段を用いて入手する。

航海中

入出港中

荷役中

着岸中

津波到達時間まで1時間しかない

Yes

(1時間しかない)

**【運航中止】**  
安全な海域へ  
退避  
(案内文例2)

Yes

(1時間しかない)

**【運航中止】**  
入港は中止、  
出航後は安全  
な海域へ退避  
(案内文例2)

Yes

(1時間しかない)

避難可能な旅客は下船させる  
(案内文例1)  
荷役終了後、①港外退避可能  
な時間がある場合は出港後、  
**運航中止**し安全な海域へ退避  
(案内文例2)  
**②出港不能の場合は港内避泊**

Yes

(1時間しかない)

出港準備が出来次第、  
直ちに  
出港、  
安全な海域へ退避  
**出港不能の場合は  
港内避泊**

警報が解除されるまで安全な海域（〇〇沖）で避難

13

旅客への情報提供は繰り返し行うこと!

## 2. 津波避難マニュアルについて

### 旅客への案内放送(例1)

〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇の地震が発生しました。

この地震により(大)津波警報が発表されました。

〇〇港への津波到達まで約〇〇分あります。

津波の到達まで十分時間があるため、本船は〇〇港に入港後、乗用車のお客様には下船していただきます。下船後は係員の誘導に従い落ち着いて行動してください。



(サンプル(1) マニュアル型 より)

## 2. 津波避難マニュアルについて

### 旅客への案内放送(例2)

〇〇時〇〇分に〇〇を震源地とするマグニチュード〇の地震が発生しました。

この地震により(大)津波警報が発表されました。

このまま運航し、〇〇港に入港しますと津波に遭遇する可能性があります。本船は津波回避のため安全な海域に避難します。

乗組員一同安全運航に努めますので落ち着いて客室内でお過ごしくださいますようお願いいたします。

(サンプル(1) マニュアル型 より)



### 3. おわりに

---



### 3. おわりに

以下のような取り組みも有効

- 使用ターミナル毎に作成すること
- 荷役作業会社等とともに作成すること
- 公共ターミナルの管理者や、当該ターミナルを使用する他の船社等と共同で避難マニュアルを作成すること
- ターミナルが他の民間施設内に所在する場合において、在館者の避難誘導ルールを当該施設の管理者と共同で定めること



### 3. おわりに

普段から様々なシナリオの下での避難訓練等を実施



マニュアルに定めのない課題を発見し、マニュアルをより実践的なものに改善



マニュアルに定めのない事項についての個々人の臨機  
応変な判断による事態対処能力を向上



ご清聴ありがとうございました。



国土交通省 中国運輸局海上安全環境部  
運航労務監理官